

ツキノワグマ四国地域個体群の保全に係る広域協議会

[地方環境事務所](#) > [中国四国地方環境事務所](#) > [野生生物の保護管理](#) > ツキノワグマ四国地域個体群の保全に係る広域協議会

広域協議会について

四国山地のツキノワグマは、分布域と個体数を大きく縮小したまま回復がみられないことから、国指定剣山山系鳥獣保護区を中心とした地域に少数個体が生息するのみとなっています。ツキノワグマ四国個体群の絶滅を回避し、保全していくことを目的として、関係機関から構成される「ツキノワグマ四国個体群の保全に係る広域協議会」を平成29（2017）年度に設置しました。

[四国ツキノワグマ広域協議会会則](#) (85KB)

意見募集「広域保護指針について」

ツキノワグマ四国地域個体群の保全に係る広域協議会によるツキノワグマ四国地域個体群広域保護指針に関する意見の募集について

1. 背景

四国では、かつて四国山地を中心にツキノワグマが広く分布していましたが、高い捕獲圧や各種の開発により、生息数が急激に減少してしまいました。1980年代後半からツキノワグマの狩猟禁止措置がとられたほか、主要な生息地の確保として国指定剣山山系鳥獣保護区や四国山地緑の回廊が指定されましたが、現在に至るまでツキノワグマ個体群の回復はみられていません。近年の調査によると生息数はわずかに16-24個体と推測されることから、現状を放置すれば近い将来に絶滅する危険性が極めて高いことが危惧されています。

そこで、県や市町村をまたいで広域的に移動・分布するツキノワグマの適切な保護に取り組む目的で、関係機関から構成される「ツキノワグマ四国個体群の保全に係る広域協議会」を2017年度に設置しました。本協議会において、四国地域ツキノワグマ個体群保護の今後の方向性を示すものとして、ツキノワグマ地域個体群広域保護指針を策定することとしています。本指針について、以下のとおり広くご意見を募集します。

なお、本広域保護指針と並行して、万一、集落への出沒やニホンジカやイノシシ捕獲用檻への錯誤捕獲などが発生した場合を想定し、各県が作成する予定の関係機関との具体的な動きを示したマニュアルの元となる「ツキノワグマ出沒対応ガイドライン」を作成しています。

2. ツキノワグマ四国個体群の保全に係る広域協議会について

本協議会は、下記の機関で構成しています。本協議会では、環境省中国四国地方環境事務所野生生物課が事務局を担当していることから、本指針に関する意見募集を行います。

< 構成機関 >

- ・ 環境省中国四国地方環境事務所
- ・ 林野庁四国森林管理局
- ・ 徳島県
- ・ 香川県
- ・ 愛媛県
- ・ 高知県
- ・ 徳島県つるぎ町
- ・ 徳島県那賀町
- ・ 徳島県美馬市
- ・ 徳島県三好市
- ・ 徳島県上勝町（予定）
- ・ 高知県安芸市
- ・ 高知県大豊町
- ・ 高知県香美市

組織情報

[事務所案内](#)
[所轄事務所一覧](#)
[管内の国立公園](#)

行政情報

[調達情報](#)
[各種申請手続](#)
[報道発表資料](#)

そのほか

[意見募集・相談](#)
[メールマガジン](#)
[関連リンク](#)

政策一覧

[資源循環](#)
[環境保全対策](#)
[自然環境の保護管理](#)
[野生生物の保護管理](#)
[自然環境の整備](#)

カスタム検索



[@Kankyo_Jpn](#)

環境省Twitter

おすすめサイト



3. 意見募集期間

令和元年（2019年）11月29日（金）から令和2年（2020年）1月6日（月）まで（必着）

4. 意見提出手続き

（1）提出方法

以下の様式により電子メール、郵送又はファクシミリにより、以下の提出先に提出してください。なお、提出意見は日本語を使用してください。

※電話での意見募集については対応できませんのでご了承ください。

【意見提出様式】

[宛先] 環境省中国四国地方環境事務所野生生物課（広域協議会事務局）宛て

[件名] ツキノワグマ四国地域個体群広域保護指針案に係る意見

[氏名]（企業・団体の場合は、企業・団体名、部署名及び担当者名）

[〒・住所]

[電話番号]

[ご意見]（ご意見が複数ある場合には、ご意見ごとに以下の1から3を記載してください）

- 1 当該箇所（該当箇所がわかるように、案に記載されている項目、ページ、行等を明記してください。）
- 2 意見の要約（100字以内で簡潔に記載）
- 3 意見の理由

（2）意見募集対象

資料：[ツキノワグマ地域個体群広域保護指針（案）](#)（1MB）

（3）提出先

ア. 電子メールを使用する場合：REO-CHUSHIKOKU@env.go.jp

イ. 郵送する場合：〒700-0907 岡山市北区下石井1丁目4番1号

岡山第2合同庁舎11階 環境省中国四国地方環境事務所野生生物課 山下宛

ウ. FAXの場合：086-224-2081

5. 提出されたご意見の取り扱い

提出されたご意見につきましては、その概要と対応方針を取りまとめて公表します。

※意見に対する個別回答はいたしませんのでご了承ください。



PDF形式のファイルをご覧いただくためには、Adobe Readerが必要です。Adobe Reader（無償）をダウンロードしてご利用ください。

[ページ先頭へ](#)



中国四国地方環境事務所

環境省（法人番号1000012110001）

〒700-0907 岡山市北区下石井1-4-1 岡山第2合同庁舎11階 TEL 086-223-1577 [地図・交通案内](#)

[環境省ホームページについて](#) | [プライバシーポリシー](#) | [ヘルプ](#) | [環境関連リンク集](#)

Copyright Ministry of the Environment Government of Japan. All rights reserved.